

## 地方独立行政法人くまもと県北病院夜間看護補助者派遣業務仕様書

### 1 業務の目的

くまもと県北病院（以下「甲」という。）において、夜間看護体制を充実させるにあたり、人材確保が困難となっている夜間での看護職員の補助的業務を行う労働者（夜間看護補助者）派遣について、安定的に労働者を確保すること及び夜間急性期看護補助体制加算の施設基準を取得し、看護サービスの向上を図ることを目的とする。

本仕様書に明記する項目は最低の必要要件を示しており、派遣元（以下「乙」という。）は誠意をもって業務完了とすること。

### 2 派遣期間

令和5年2月1日から令和6年3月31日

### 3 就業日

月曜日から日曜日（勤務シフトによる）

### 4 就業時間

午後4時30分から午後10時30分までの6時間とする。ただし、甲と乙で協議のうえ、変更する場合がある。

### 5 派遣人数及び業務時間

予定派遣人数及び業務時間については、次のとおりとする。ただし、甲において夜間急性期看護補助体制加算の施設基準届出後は、その施設基準に適合することを前提とし、規定の派遣人数及び業務時間に満たない場合は、甲と乙で協議のうえ、派遣の決定及び契約内容の変更をする。

(1) 配属先 病棟

(2) 配置人数

12名 配置人数の変更がある場合は、甲と乙で協議のうえ、決定する。

(3) 業務時間

月間で合計1460時間以上を目安に、甲と乙で協議のうえ、業務時間を決定する。

### 6 主な業務内容

甲の病棟内において、看護職員指示に基づき次の業務を実施する。

(1) 配膳・下膳、食事のセッティング、薬補助

(2) 電話・ナースコールの取次ぎ、書類の整理・準備

(3) 病棟の環境整備（清掃・整理整頓、リネン類、備品、衛生材料等の補充）

(4) メッセージ業務（物品・検体搬送等）

(5) 検査、手術室への患者送り迎え（看護師同伴）

(6) 車いすの移送

- (7) ベッドメイキング・シーツ交換、病衣配布等
- (8) 患者の見守り
- (9) 看護用具や医療機器の片づけ、清拭
- (10)点検、清掃（車いす、歩行器、ストレッチャー、酸素ボンベ、日々の物品等）
- (11)おむつ交換時のオムツの準備・片付け、病床整備
- (12)嚥下障害のない患者の食事摂取の見守り
- (13)汚物室の整理

## 7 責任者及び指揮命令者

- (1) 責任者：看護部長
- (2) 指揮命令者：各病棟看護師長

## 8 派遣の開始

- (1) 乙は、新規に派遣労働者を派遣する場合は、労働者派遣通知書を甲責任者に提出するものとする。
- (2) 乙は、各月の業務開始前に当該月の派遣労働者名及び各派遣労働者の勤務予定日を甲責任者に提出するものとする。
- (3) 契約の開始月に関しては、勤務研修としてオリエンテーション及び病棟研修を1週間程度実施するものとする。その後、仮勤務期間として病棟業務を2週間程度実施したうえで、翌月に夜間急性期看護補助体制加算の施設基準に適合するための勤務実績期間とするものとする。

## 9 業務完了報告書

- (1) 派遣労働者は、毎日業務終了後、派遣業務完了通知書（タイムシート等乙が示す様式）に所定事項を記入し、必要に応じて甲指揮命令者に提出のうえ、甲担当職員に提出するものとする。
- (2) 乙は、当該月の業務完了後、勤務実績を月次業務完了報告書として取りまとめ、甲責任者の検査を受けたうえで、月次業務完了報告書及び前号に定める派遣業務完了通知書並びにこれらに基づいた適正な請求書を甲責任者に提出するものとする。

## 10 派遣労働者の要件

- (1) 乙は、「6 主な業務内容」に定める業務を円滑かつ正確に遂行できる者を派遣すること。また、派遣前に接遇等基本的な研修を済ませた者であること。
- (2) 労働者を業務履行日から順次派遣出来る体制にあること。
- (3) 65歳未満の者であること。ただし、1年以上の同一業務における経験を有する者は除く。
- (4) 甲が実施する看護補助業務に関する院内研修及び病院全体で実施する院内感染対策・医療安全対策、個人情報保護等の研修を受講する者であること。

## 11 派遣労働者の変更

派遣労働者に、次に掲げる行為があったときは、甲は派遣労働者の変更を要求するものとする。

- (1) 派遣労働者の勤務状況が適正と認められないとき。
- (2) 派遣労働者の業務実績が契約条件に適合しないとき。
- (3) 派遣労働者に不品行があったとき。
- (4) 甲が、派遣労働者の業務遂行が十分でないと判断したとき。

## 12 苦情及び苦情担当責任者

- (1) 乙は、甲と緊密な連携をもって、苦情の内容を遅延なく通知するとともに、苦情その他当該業務の実施に当たり生ずる問題の適切かつ迅速な解決に努めるものとする。
- (2) 当該業務における苦情処理担当者は次のとおりとする。  
ア 甲苦情処理担当者：総務課長  
イ 乙苦情処理担当者：乙が指定する者
- (3) 当該業務の実施に当たり、派遣労働者から甲の苦情処理担当者に苦情の申し出があったときは、当該内容を迅速に乙に連絡し、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知することとする。

## 13 その他仕様に関する重要事項

- (1) 乙は、派遣期間中に派遣労働者を変更する場合には、30日前までに甲に通知し、指揮命令者の希望により後任者との業務引継期間を1日以上設けること。  
また、派遣労働者がやむを得ない事情により急遽辞職する場合においても直ちに甲に通知し、派遣期間に空白を生じることなく労働者を派遣すること。
- (2) 派遣労働者が、本業務遂行中に故意又は過失により、甲又は第三者に対して起こした事故等については、乙が損害賠償等の責任を負うものとする。  
ただし、乙が派遣労働者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りではない。
- (3) 派遣労働者は、事前に甲にて作成する勤務表に従って勤務すること。ただし、乙は、派遣労働者が休暇等の理由により、勤務しない日が判明したときは、事前に甲に通知すること。  
また、相当期間勤務しない日がある場合については、甲と協議のうえ、当該派遣労働者に替わる別の労働者を派遣すること。
- (4) 他の労働者派遣事業主から派遣を受けた労働者を甲に派遣してはならない。
- (5) 派遣労働者は、勤務する際は甲から支給された職員証により出退勤の打刻を必ず行なうこととする。派遣労働者に与える休憩時間は、勤務時間に含まないものとし、労働者派遣の対価として料金には含めないものとする。
- (6) 業務上必要となる職員証及び消耗品等については、甲が貸与又は提供する。  
派遣労働者は、これらを含む甲の設備及び物品等の取扱いに十分注意すること。甲の設備及び物品等について、派遣労働者の過失により破損又は紛失等があった場合は、

直ちに乙から甲の責任者に報告すること。

なお、職員証を破損又は紛失した場合は、セキュリティ上の観点から甲総務課に派遣労働者から直接報告すること。その場合、実費（1,000 円（消費税額及び地方消費税額含む。))にて新しい職員証の提供を受けることとする。

- (7) 派遣労働者は、甲から貸与されたユニフォームを着用し、業務を遂行すること。シューズについては、労働者が準備する。
- (8) 派遣労働者は、業務中は常に見えるところに名札を着用すること。なお、名札については、甲が用意すること。
- (9) 派遣労働者の交通費については、乙の負担とする。なお、駐車場については、甲が指定する甲駐車場を 1 人月額 1,500 円で提供する。
- (10) 乙及び派遣労働者は、業務上知り得た個人情報及び業務遂行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、この業務における契約終了後も同様とする。
- (11) この業務を処理するための個人情報の取扱いについては、地方独立行政法人くまもと県北病院 患者の個人情報保護院内規則、その他関係法令の規定を遵守するものとする。
- (12) 乙は、派遣労働者に対して入職前健康診断及び年 1 回以上の定期健康診断（胸部 X 線写真を含む。）を受診させ、病院へ提出させる。また、健康診断に係る費用は、乙が負担するものとする。
- (13) 派遣労働者については、麻疹・風疹・水痘・ムンプス及び B 型肝炎のワクチン接種を推奨すること。必要であれば、派遣労働者が麻疹・風疹・水痘・ムンプス、B 型肝炎、新型コロナウイルス予防ワクチンを接種していることの証明書を提出すること。（抗体検査・ワクチン接種の費用は乙の負担とする）。
- (14) 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、甲と乙で協議により業務を進めるものとする。
- (15) 乙の都合により夜間急性期看護補助体制加算の施設基準に適合しなくなったことで甲に不利益が発生した場合は、その賠償責任について、甲と乙で協議することとする。

#### 14 派遣事業者の資格等

- (1) 厚生労働大臣より「一般労働者派遣事業許可書」の認定を受けている者であること。
- (2) 九州内で 400 床以上を有する急性期病院で、過去 3 年以内に 1 年以上継続して 10 名以上の夜間看護補助者派遣の契約実績が 3 件以上あること。（派遣契約書の写しを提出）
- (3) 熊本県内の事業所において、労働者派遣事業の許可を受けた者であること。（許可証の写しを提出）
- (4) 施設基準に精通し、夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算に必要な派遣人員数を算出できる者であること。